

第 25 期 第 5 回  
別海町農業委員会総会議事録

令和5年10月31日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 5 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 5 年 1 0 月 3 1 日)

---

○開催日時 令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (火)  
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 5 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- |        |         |                                      |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法)       |
| 日程第 2  | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について (別海町農地移動適正化あっせん基準)  |
| 日程第 3  | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について                   |
| 日程第 4  | 報告第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について      |
| 日程第 5  | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について                   |
| 日程第 6  | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7  | 報告第 7 号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について    |
| 日程第 8  | 議案第 1 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について        |
| 日程第 9  | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について          |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について                  |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 現況証明願いについて                           |

○出席委員（26名）

|   |   |     |     |   |   |    |
|---|---|-----|-----|---|---|----|
| 会 | 長 | 27番 | 信   | 夫 | 重 | 勝  |
| 会 | 長 | 代理  | 26番 | 加 | 藤 | 真純 |

|     |    |   |   |   |     |   |   |   |   |
|-----|----|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 羽  | 石 | 健 | 一 | 2番  | 加 | 藤 | 祐 | 介 |
| 3番  | 芳  | 賀 |   | 均 | 4番  | 阿 | 部 | 賢 | 浩 |
| 5番  | 石  | 森 | 裕 | 治 | 7番  | 押 | 田 |   | 二 |
| 8番  | 山  | 田 | 良 | 雄 | 9番  | 木 | 幡 |   | 誠 |
| 10番 | 佐々 | 木 |   | 實 | 11番 | 竹 | 花 | 智 | 子 |
| 12番 | 猿  | 谷 | 忠 | 義 | 13番 | 畠 | 山 | 友 | 子 |
| 14番 | 市  | 川 | 義 | 晴 | 15番 | 藤 | 田 | 浩 | 義 |
| 16番 | 石  | 田 | 昌 | 樹 | 17番 | 及 | 川 | 哲 | 夫 |
| 18番 | 小  | 島 |   | 敏 | 19番 | 斉 | 藤 | 春 | 雄 |
| 20番 | 岸  | 本 | 正 | 明 | 21番 | 伊 | 藤 | 一 | 吉 |
| 22番 | 豊  | 島 | 千 | 秋 | 23番 | 目 | 黒 | 英 | 夫 |
| 24番 | 岡  | 崎 | 知 | 暢 | 25番 | 大 | 内 | 敏 | 光 |

○欠席委員（1名）

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 6番 | 石 | 毛 | 剛 |
|----|---|---|---|

○農業委員会事務局出席職員

|        |      |   |   |   |   |
|--------|------|---|---|---|---|
| 事務局    | 事務局長 | 川 | 畑 | 智 | 明 |
| 総務担当   | 主幹   | 大 | 山 | 晋 | 作 |
| 農地調整担当 | 主査   | 志 | 渡 | 正 | 勝 |
| 農地調整担当 | 主任   | 川 | 原 | 浩 | 貴 |
| 農地調整担当 | 主事   | 加 | 藤 | 智 | 也 |

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

|    |   |   |   |   |    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 7番 | 押 | 田 | 賢 | 二 | 8番 | 山 | 田 | 良 | 雄 |
|----|---|---|---|---|----|---|---|---|---|

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和      年      月      日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席 7 番 押 田 賢 二 ⑩

議席 8 番 山 田 良 雄 ⑩

## ◎開会宣言

### ○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

### ○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 7 件、議案 4 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 5 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、6 番石毛委員、1 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。7 番押田委員、8 番山田委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

---

## ◎日程第 1 報告第 1 号

### ○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

### ○事務局（志渡主査）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 32 件ございます。1 号から 3 号までにつきましては、農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、さらに将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いましたが、双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取り扱いについては後の議案第 1 号で提案し御審議いただく予定です。4 号から 12 号につきましては、本年 9 月総会で報告をさせていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだ

ところ、この度、協議が整う運びとなったものです。13号から32号につきましては、農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について一時貸付けを行う内容です。今後の取り扱いについては後の議案第3号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、  
— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、  
番地の、。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、不成立。

次号から第12号までのあっせん候補者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で  
円。

第5号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で  
円。

第6号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で  
円。

第7号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で  
円。

第8号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で  
円。

第9号、あっせん対象地、— 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で  
円。

第10号、あっせん対象地、— 外 筆、計

m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第11号、あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第12号、あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第13号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[ ]円。

次号から第32号までの農地所有者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第14号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[ ]円。

第15号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[ ]円。

第16号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[ ]円。

第17号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[ ]円。

第18号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[ ]円。

第19号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん

価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第20号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第21号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第22号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第23号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第24号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第25号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第26号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第27号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ]、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第28号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第29号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第30号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。



第31号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]－[ ]外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[ ]円。

第32号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]－[ ]、計[ ]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[ ]円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号から3号につきましては不成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。4号から32号までの成立案件につきましては、調整に当たられた委員の説明を求めます。4号及び5号につきましては7番押田委員、6号及び7号並びに13号から18号につきましては15番藤田委員、8号及び9号につきましては18番小島委員、10号及び11号につきましては25番大内委員、12号及び29号から32号につきましては1番羽石委員、19号から22号につきましては3番芳賀委員、23号から26号につきましては13番畠山委員、27号及び28号につきましては11番竹花委員。

それでは、4号及び5号につきまして7番押田委員お願いいたします。

#### ○7番 押田委員

はい、説明します。4号の[ ]さんですが、今年の4月に離農しました。その件の北海道農業公社の買取案件になります。農地につきましては、近隣の農家と調整がついていますので、よろしくお願いします。

5号の[ ]さんですが、10年ほど前から搾乳を止めていて、その後しばらく肉牛をやっていました。2年ほど前から奥さんの調子が悪くなり、賃貸をしていましたが、この度売買ということになりましたので、よろしくお願いします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び7号並びに13号から18号につきまして15番藤田委員お願いいたします。

#### ○15番 藤田委員

はい、御説明します。6号の[ ]さんは、昨年12月に営農を停止したための北海道農業公社の買入に伴い、近隣の3件の隣接者と調整したのになります。

続きまして、7号の[ ]さんですが、4月に営農を停止したための北海道農業公社の買入れ事業で、5件の隣接者と調整をしたのになります。

次に、13号から18号は、[ ]さんと[ ]さんの土地の北海道農業公社買入事業の5年後の買取を目指す案件となっていますので、よろしくお願いします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、8号及び9号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。8号と9号は[ ]さん、そしてその父の[ ]さんの案件です。春に離農されて、北海道農業公社へ賃貸をお願いしていたところ、隣接する3件の農家での土地の配分が決まったものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、10号及び11号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

御説明いたします。[ ]さんと[ ]さんは親子でありまして、家族で酪農を営んでいましたが、諸事情により営農を中止されました。先月の不成立案件で、今月成立ということですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、12号及び29号から32号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。12号の[ ]さんですが、今年の夏で和牛の農家を止められ、全地を北海道農業公社に買入れしてもらったものです。新規就農者も決まっていますので、よろしくお願いします。

29号から32号ですが、[ ]さんが今年の冬で離農され、北海道農業公社に買入れしてもらった畑を、近隣の[ ]、[ ]さん、[ ]、[ ]さんに決まったもので、5年後の買取りを目指していますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、19号から22号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、4件一括で説明します。[ ]さんの離農に伴い、近隣4件での北海道農業公社を通しての買取りを目指すあっせんとなります。集約も含めて調整できていますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、23号から26号につきまして13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、御説明します。今年の4月に[ ]さんが離農しまして、北海道農業公社が買入れしたところを、[ ]さん、[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんの4件で5年間賃貸するものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、27号及び28号につきまして11番竹花委員お願いいたします。

ます。

○11番 竹花委員

はい、御説明します。旧所有者の[ ]さんの農地で、北海道農業公社が買入れたところを[ ]さんと[ ]さんの2件に5年間の賃貸をするものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は8件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第3号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]一[ ]外[ ]筆、計[ ] $\text{m}^2$ 。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第2号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]

。あっせん対象地、 ー 、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第3号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第4号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第5号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第6号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第7号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第8号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。1号及び2号につきましては7番押田委員、3号から5号につきましては15番藤田委員、6号及び7号につきましては18番小島委員、8号につきましては1番羽石委員。

それでは、1号及び2号につきましては7番押田委員お願いします。

#### ○7番 押田委員

はい、御説明します。 さんの北海道農業公社に買い上げされなかった土地に対して、 さん、 に一般あっせんしたものです。よろしく願いいたします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、3号から5号につきまして15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。3号及び4号につきましては、先ほどの[ ]さんの案件で、北海道農業公社が買入れできなかった土地についての一般あっせんとなっています。

5号につきましては、先ほどの[ ]さんの北海道農業公社が買入れできなかった土地についての一般あっせんとなっています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び7号につきまして18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、6号及び7号の[ ]さんと[ ]さんですが、今回、[ ]さん親子から北海道農業公社が買入れできなかった土地について、一般あっせん取得するというものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号につきまして1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、御説明します。8号の[ ]さんですが、先ほどの北海道農業公社が買入れできなかった畑を新規で入る[ ]さんに一般あっせんするものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

---

### ◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第3号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年8月31日開催の第3回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります9月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決報告ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第4号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和5年9月13日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、内容、事業完了年月日を朗読させていただきます。



ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

---

## ◎日程第6 報告第6号

○議長(信夫会長)

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は12件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしてありました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。また、6号につきましては■番■委員、7号につきましては■番■委員に関係する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)



○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第7 報告第7号

○議長（信夫会長）

日程7 報告第7号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

報告第7号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和5年9月13日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る農業経営改善資金計画書に対して意見を求められ、令和5年9月13日に意見書を提出したので、職員に事務の一部を委任する規程第2条第2項の規定により報告する。本件は1件でございます。別海町農業金融制度総合推進会議から意見を求められ、次のとおり意見書を提出しておりますので内容について朗読し報告いたします。1 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書の概要。申請者、                    番地の      、      。労働力及び経営規模の現況、労働力、本人41歳、妻28歳。施設、搾乳舎外2棟。飼養家畜、経産牛47頭、育成牛25頭。経営面積49.8ヘクタール。投資・資金計画、投資計画、施設・機械の取得外、計                    円。資金計画、借入希望額、                    円、自己資金、                    円、計                    円。2 経営改善資金計画書に対する意見書の内容、意見等なし。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長委任事項の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

8番山田委員。

○8番 山田委員

議案には経産牛47頭となっているが、最初から経産牛ではないですよ。初妊牛を買って分娩したら経産牛になるんですよ。だから、経産牛ではないと思うんですよ。

○事務局（志渡主査）

議案に記載の経営規模につきましては、計画段階の予定頭数となっております。

○8番 山田委員

わかりました。

○議長（信夫会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

（10時55分から11時10分まで休憩）

---

## ◎日程第8 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第1号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第1号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は3件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第3号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和5年10月17日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

---

◎日程第9 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、                    番地の    、    。借人、                    番地の    、    。許可を受けようとする土地の表示、    —    外    筆、計            m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長女に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年11月29日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、譲渡人、                    番地の    、    。            。譲受人、                    番地の    、                    。許可を受けようとする土地の表示、    —    外    筆、計            m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲

り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

こちらの案件は、昨年度に さんと さんの名義で同様の申請がありましたが、 さんが所有権の移転を行う前に亡くなられたことから、この度、相続人である さんの名義で再度申請があったものです。なお、 さんの名義で交付した許可書については、現在、効力を失っていますので、取り下げの手順を踏まなくてもよい旨、北海道農業会議へ確認済みです。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 、計  $\text{m}^2$ 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借により農地所有適格法人へ貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため使用貸借を受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年11月29日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計  $\text{m}^2$ 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である二男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年11月29日から40年間。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、

。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計 m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計 m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年11月26日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては24番岡崎委員、2号及び3号につきましては1番羽石委員、4号及び8号につきましては2番加藤祐介委員、5号及び6号につきましては8番山田委員、7号につきましては4番阿部委員、9号につきましては18番小島委員。

それでは、1号につきまして24番岡崎委員お願いします。

#### ○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。 さんの農地は娘である さんと使用貸借しており、今回は期限到来による更新という案件となりますので、よろしくをお願いします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきまして1番羽石委員お願いします。

#### ○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。2号の さん、3号の さんは親子で、経営の主体である さんが体調不良により今年の夏に離農され、本人に希望で と相対で売買するものです。10月19日に現地を調査してきましたが、問題ないと見てまいりましたので、よろしくをお願いします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、4号及び8号につきまして2番加藤祐介委員お願いします。

#### ○2番 加藤祐介委員

はい、御説明いたします。4号につきましては、昨年10月に さん、 さんの名義で申請があり許可していましたが、所有権の移転を行う前に さんが亡くなられたことから、相続人である さん名義で再度申請があったものです。8号につきましては、 さんの農地は息子さんである さんと使用貸借していますが、今回は期限到来による更新という案件としますので、よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号及び6号につきまして8番山田委員お願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。先月総会でも別の土地が草地更新事業での関係で先に承認をいただいています。この土地は祖父名義のもので、今回、      さんへの相続が終わったものです。夫婦2人で頑張って営農しております。よろしくをお願いします。6号は          さんと長男の      さんの使用貸借の更新案件です。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、7号につきまして4番阿部委員お願いします。

○4番 阿部委員

はい、説明いたします。      さんから二男の      さんに貸し付けるものです。とても堅実な経営をされており、素晴らしいと感じております。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号につきまして18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。          さんと      さんの親子ですが、この度、使用貸借契約が切れ、再度40年で契約するものであります。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

---

◎日程第10 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第3号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

## ○事務局（志渡主査）

議案第 3 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により決定を求める。

本案は所有権の移転が 18 件、利用権の設定が 21 件となっております。

所有権の移転の第 1 号から第 9 号までは報告第 1 号と、第 11 号から第 18 号までは報告第 2 号と内容が重複いたしますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 1 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和 5 年 11 月 1 日。対価、[REDACTED] 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和 5 年 12 月 14 日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第 9 号までの利用目的、所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、対価、[REDACTED] 円。

第 3 号、対価、[REDACTED] 円。

第 4 号、対価、[REDACTED] 円。

第 5 号、対価、[REDACTED] 円。

第 6 号、対価、[REDACTED] 円。

第 7 号、対価、[REDACTED] 円。

第 8 号、対価、[REDACTED] 円。

第 9 号、対価、[REDACTED] 円。

第 10 号、所有権の移転を受ける者、別海町 [REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED] 一 [REDACTED]、計 [REDACTED] m<sup>2</sup>。所有権の移転をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。所有権の移転時期、同上。対価、[REDACTED] 円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、令和 5 年 11 月 30 日。引渡しの日、同上。当事者間の法律関係、同上。次号から第 18 号まで、所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第 11 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[REDACTED] 円。

第 12 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、[REDACTED] 円。

第 13 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価 [REDACTED] 円。

第14号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、  
円。

第15号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、  
円。

第16号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、  
円。

第17号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、  
円。

第18号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、  
円。

続いて利用権の設定です。

第1号から第20号までは報告第1号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和5年11月1日。終期、令和10年8月31日。借賃、年額  
円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第20号までの利用権の種類、内容、始期、終期、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、借賃、年額 円。

第3号、借賃、年額 円。

第4号、借賃、年額 円。

第5号、借賃、年額 円。

第6号、借賃、年額 円。

第7号、借賃、年額 円。

第8号、借賃、年額 円。

第9号、借賃、年額 円。

第10号、借賃、年額 円。

第11号、借賃、年額 円。

第12号、借賃、年額 円。

第13号、借賃、年額 円。

第14号、借賃、年額 円。

第15号、借賃、年額 円。

第16号、借賃、年額 円。

第17号、借賃、年額 円。

第18号、借賃、年額 円。

第19号、借賃、年額 円。

第20号、借賃、年額 円。

第21号、利用権の設定を受ける者、番地の、

。利用権を設定する土地、— 外 筆、計



m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、[ ]丁目[ ]番[ ]号[ ]、[ ]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和5年11月1日。終期、令和8年10月31日。借賃、年額[ ]円。借賃の支払いの方法、毎年、10月末日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、岸本委員、羽石委員。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から9号につきましては報告第1号で説明済み、第10号につきましては北海道農業公社からの買戻し案件、第11号から第18号につきましては報告第2号で説明済み、利用権設定1号から20号につきましては報告第1号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、利用権の設定につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権設定の21号につきまして20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

それでは、御説明いたします。本件は[ ]さんと[ ]さんの賃貸借の更新案件となります。調整した結果、1ヘクタール当たり[ ]円を[ ]円に減額して更新することとなりました。3年間の賃貸借の契約となります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして、原案のとおり許可することに決定します。

---

◎日程第11 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第4号「現況証明願いについて」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第４号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第９第４項の規定により証明する。

今月は１件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第１号、所在、[ ]ー[ ]外筆、面積計[ ]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。

以上で議案第４号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第４号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。１号につきまして１４番市川委員お願いいたします。

○１４番 市川委員

はい、説明いたします。羽石委員と加藤祐介委員、事務局と私で現地調査をしてまいりました。昔は畑であったたんだろうと思いますが、ミズナラの木がたくさん生えていて、実際には山林のような状態になっており、公簿地目の変更には問題ないと思います。以上です。

○議長（信夫会長）

議案第４号の委員説明が終わりました。ここで議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

---

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。  
これをもちまして、第５回総会を閉会します。